須田幸英税理士事務所の

ご家族の為の 相続相別相談会

すみやかな相続の為に早めの対策が必要です。

相続について不安なことはありませんか?

- ・家族が亡くなってしまったが相続税は・・・
- ・申告に必要な書類はどこで集めるのか・・・
- ・どれ位の遺産があると申告が必要なのか・・・
- ・税務署から「相続税についてのお尋ね」がきた!! 等々なかなか他人には聞けない相続について一緒に考えてみませんか?予約制の個別相談で対応させて頂きます。相続税の申告期限は被相続人が亡くなってから 10ヶ月以内となっています。

まずは気軽にご連絡下さい。



相談無料

日程

完全予約制 (随時開催)

時間

13:30~16:00 (御一人様1時間程度)

会場

須田幸英税理士事務所

講師

石本 理人(税理士)

相談会内容

- ·相続税の基本的な仕組み ·具体的な申告手続きの進め方
- ・相続財産の評価方法 ・相続税がどの程度かかるのか等

ご予約・お問い合わせ:須田幸英税理士事務所

☎/≅ 0250 - 63 - 9782 / suda@tkcnf.or.jp

住所 〒959-2012 阿賀野市天神堂352番地2

URL http://www.sudazeirisi.com/

